

## 「国民保護に関する埼玉県計画」新旧対照表

一連番号	計画該当部分				項目名	変更案	現行	変更の理由
1	P.2	第1編	第2章		計画策定の背景・経緯	そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「 <u>事態対処法</u> 」)という。 <u>平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。</u> が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。	そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「 <u>武力攻撃事態対処法</u> 」)という。)が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。	平成27年9月に成立した平和安全法制整備法に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の名称変更に伴う変更
2	P.4	第1編	第3章	一つの目 ○	計画策定に当たっての基本的な考え方	○ <u>要配慮者の保護</u> 高齢者、障害者、乳幼児等 <u>要配慮者の積極的な避難救援対策を実施する。</u>	○ <u>災害時要援護者の保護</u> 高齢者、障害者、乳幼児等 <u>災害時要援護者の積極的な避難救援対策を実施する。</u>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
3	P.4	第1編	第3章	最後の○	計画策定に当たっての基本的な考え方	○ <u>外国人への国民保護措置の適用</u> <u>県は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。</u>	新規	「都道府県国民保護モデル計画」(消防庁)との整合、東京オリンピック等を踏まえ外国人も保護対象であることの明確化
4	P.5	第1編	第4章	第2節 1 (1)	埼玉県の概況 (人口)	平成 <u>30</u> 年4月1日現在の推計人口は約 <u>731</u> 万人である。 そのうち国道16号以南の市町の人口が <u>520</u> 万人近くに達するなど、県南・県央・県西・県東部に人口が集中している。	平成 <u>21</u> 年4月1日現在の推計人口は約 <u>715</u> 万人である。 そのうち国道16号以南の市町の人口が <u>500</u> 万人近くに達するなど、県南・県央・県西・県東部に人口が集中している。	時点修正
5	P.5	第1編	第4章	第2節 1 (2)	埼玉県の概況 (人口)	本県の昼夜間人口比率は、平成 <u>27</u> 年国勢調査によると <u>88.9%</u> となり、全国で最も低い。 また、本県からの他都県への通勤・通学者数は約 <u>1,06万人</u> で、そのうち東京都への通勤・通学者は約 <u>93万人</u> で、神奈川県に次いで全国第2位である。	本県の昼夜間人口比率は、平成 <u>17</u> 年国勢調査によると <u>87.5%</u> となり、全国で最も低い。 また、本県からの他都県への通勤・通学者数は <u>1,134,481人</u> で、そのうち東京都への通勤・通学者は <u>1,011,039人(89.1%)</u> で、神奈川県に次いで全国第2位である。	時点修正
6	P.6	第1編	第4章	第2節 2	埼玉県の概況 (公共交通)	バス輸送に関しては、県内には <u>38</u> の乗合バス事業者があり、 <u>1,687</u> 系統のバス網が構成されている。(平成 <u>28</u> 年度末)	バス輸送に関しては、県内には <u>27</u> の乗合バス事業者があり、 <u>1,454</u> 系統のバス網が構成されている。(平成 <u>19</u> 年度末)	時点修正

一連番号	計画該当部分			項目名	変更案	現行	変更の理由	
7	P.6	第1編	第4章	第2節 3	埼玉県の場合 (道路)	本県の道路は南北方向に「関越自動車道」、「東北縦貫自動車道」、「常磐自動車道」及び首都高速道路の「高速埼玉大宮線」がそれぞれ供用している。 一方、東西方向には、都心から15キロ圏に「東京外かく環状道路」が他県に先駆け供用しているほか、40～50キロ圏には「首都圏中央連絡自動車道」が平成27年10月に県内全線で供用を開始し、県土の骨格を形成する自動車専用道路網が着々と形成されている。	本県の道路は南北方向に「関越自動車道」「東北縦貫自動車道」「常磐自動車道」及び首都高速道路の「高速埼玉大宮線」がそれぞれ供用し、「東埼玉道路」の整備が順次進められている。一方、東西方向には、都心から15キロ圏に「東京外かく環状道路」が他県に先駆け供用しているほか、40～50キロ圏には「首都圏中央連絡自動車道」が一部供用し、その延伸事業も進められているなど、県土の骨格を形成する自動車専用道路網が着々と形成されつつある。	時点修正
8	P.7	第1編	第4章	第2節 5	埼玉県の場合 (生活関連施設)	ダムは、調節地等の水資源開発施設を含め荒川水系に7、利根川水系に7の計10か所ある。また、浄水施設は県営のものが5か所ある。 消防法上の危険物質を取扱う施設は約15,800か所、毒劇物取扱施設数は約2,800か所あり、いずれも県内全域に所在している。(平成29年度末)	ダムは、建設中も含め、荒川水系に4、利根川水系に5の計9か所ある。また、浄水施設は県営のものが5か所ある。 消防法上の危険物質を取扱う施設は約12,900か所、毒劇物取扱施設数は約3,200か所あり、いずれも県内全域に所在している。(平成20年度末)	時点修正
9	P.12	第1編	第5章	第1節	国民保護措置の仕組み	武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み	武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み	国資料(国民保護措置の仕組み)との整合
10	P.13	第1編	第5章	第3節 1	他の都道府県との連携	特に、本県は首都東京に隣接しており、毎日約100万人近くの県民が通勤通学をしている。	特に、本県は首都東京に隣接しており、毎日約100万人を超える県民が通勤通学をしている。	時点修正
11	P.13	第1編	第5章	第3節 2	他の都道府県との連携	2 首都圏各都県市との連携 九都県市首脳会議等を通じて首都圏各都県における国民保護措置に関する情報の共有を図るとともに、武力攻撃事態等の発生時にはこうした近隣都県の情報をいち早く本県に報告するなど、迅速な初動対応を実施するものとする。	2 職員の派遣 東京都に職員を常時派遣し、首都圏各都県における国民保護措置に関する情報の共有を図るとともに、武力攻撃事態等の発生時にはこうした近隣都県の情報をいち早く本県に報告するなど、迅速な初動対応を実施するものとする。	表現の適正化

一連番号	計画該当部分				項目名	変更案	現行	変更の理由
12	P.16	第1編	第5章	第6節 1 (3)②	弾道ミサイル攻撃の場合	②留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、県及び市町村は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。	②留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。	基本指針の変更(H29.12)に伴う表現の適正化
13	P.19	第2編	第1章	第1節	通信の確保	また、市町村は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。	また、市町村は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の導入、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。	現状に合わせた表現の適正化(市町村に対するJアラートの導入は完了しているため)
14	P.22	第2編	第2章	第1節 3	職員の指定と伝達手段の整備	なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話等の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進めていくものとする。	なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話、防災行政無線の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進めていくものとする。	現状に合わせた表現の適正化(幹部等の情報伝達手段は、防災行政無線ではなく、携帯電話、衛星携帯電話に変更になっているため)
15	P.23	第2編	第3章	第1節	警報の発令・伝達と関係機関の役割	警報の発令は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域等を、可能な限り分かりやすく簡潔な表現で原則として文章をもって行われる。	警報の発令は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域等を、可能な限り分かりやすく簡潔な文章をもって行われる。	基本指針の変更(H25.3)に伴う表現の適正化
16	P.23	第2編	第3章	第1節	警報の発令・伝達と関係機関の役割	国は、警報の通知に当たっては、全国に迅速かつ確実に伝達するため、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政無線を中心に、公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等適切で効果的な通信手段を活用するものとしている。	国は、警報の通知に当たっては、全国に迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線を中心に、公共ネットワーク、地域衛星通信等適切で効果的な通信手段を活用するものとしている。	基本指針の変更(H25.3)に伴う表現の適正化(警報の伝達手段としてEm-Net、J-ALERTが明示されたため)
17	P.23	第2編	第3章	第2節 2 (1)	警報の住民への周知	(1)市町村は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。	(1)市町村は、地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して、調整を図るよう努めるものとする。	現状に合わせた表現の適正化(消防庁通知(Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進)との整合を図るため)
18	P.25	第2編	第4章	第2節 1	モデル避難実施要領の作成	なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、都市部や山間部といった地域的特性、自ら避難することが困難な要配慮者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。	なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、都市部や山間部といった地域的特性、自ら避難することが困難な災害時要援護者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更

一連 番号	計画該当部分				項目名	変更案	現行	変更の理由
19	P.26	第2編	第4章	第2節 2 (1)③	モデル避難実施要 領の作成	③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、 <u>要配慮者</u> 等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。	③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、 <u>災害時要援護者</u> 等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
20	P.26	第2編	第4章	第2節 2 (2)①	弾道ミサイル攻撃か らの避難	警報と同時に住民をできるだけ、 <u>近傍</u> のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。	警報と同時に住民をできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。	基本指針の変更(H29.12)に伴う表現の適正化
21	P.26	第2編	第4章	第2節 2 (2)① イ(ア)	弾道ミサイル攻撃か らの避難	そうでない場合には、いったん外に出て、より <u>堅ろう</u> な建物や地下に避難する。	そうでない場合には、いったん外に出て、より <u>堅牢な</u> 建物や地下に避難する。	表現の統一
22	P.31	第2編	第4章	第3節 2	避難人数の把握	2 <u>要配慮者</u> の把握 (2)在宅の <u>要配慮者</u> について 市町村は、在宅の <u>要配慮者</u> の状況や緊急連絡先について把握に努めるものとする。	2 <u>災害時要援護者</u> の把握 (2)在宅の <u>災害時要援護者</u> について 市町村は、在宅の <u>災害時要援護者</u> の状況や緊急連絡先について把握に努めるものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
23	P.31	第2編	第4章	第4節 1 (1)② ア	避難の指示の周知 体制	ア 市町村は、 <u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)</u> と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、 <u>情報伝達手段の多重化を推進するよう</u> 努めるものとする。	ア 市町村は、 <u>地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して、調整を図るよう</u> 努めるものとする。	現状に合わせた表現の適正化(消防庁通知(Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進)との整合を図るため)
24	P.32	第2編	第4章	第4節 1 (2)	災害時要援護者へ の周知方法	(2) <u>要配慮者</u> への周知方法 ② 在宅の <u>要配慮者</u> への周知方法 市町村は、在宅の <u>要配慮者</u> に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備しておくものとする。	(2) <u>災害時要援護者</u> への周知方法 ② 在宅の <u>災害時要援護者</u> への周知方法 市町村は、在宅の <u>災害時要援護者</u> に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備しておくものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
25	P.32	第2編	第4章	第4節 2	情報通信機器の活 用	2 <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進</u> 県及び市町村は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国と協力して <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図って</u> いくものとする。	2 <u>通信機器の活用</u> 県及び市町村は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国と協力して <u>情報通信機器を活用した新たなシステムの整備を進めて</u> いくものとする。	現状に合わせた表現の適正化(消防庁通知(Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進)との整合を図るため)

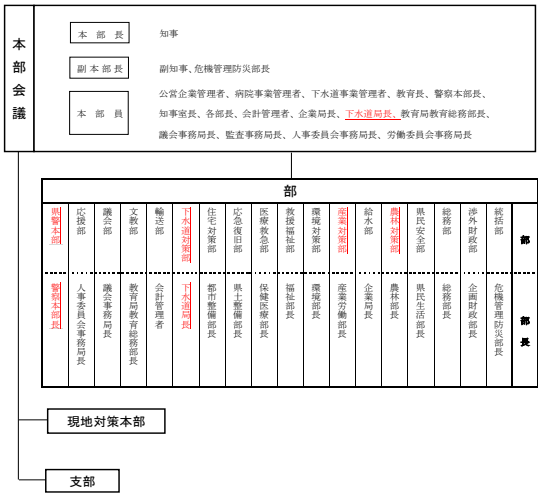
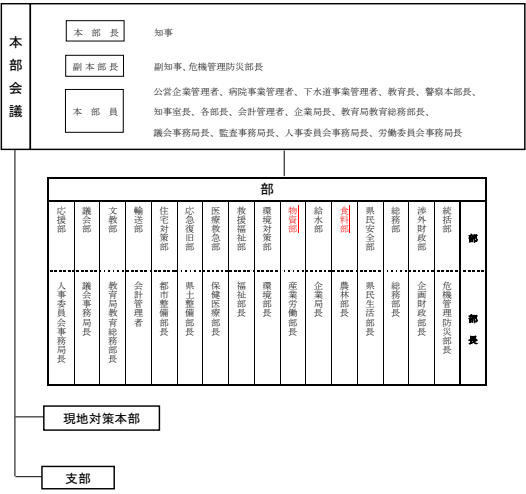
一連 番号	計画該当部分				項目名	変更案	現行	変更の理由
26	P.34	第2編	第4章	第6節 1	避難施設の指定都 施設管理者との連絡 体制	1 避難施設の指定等 県は、市町村の協力を得て、あらかじめ以下の基準を満たす施設を、施設管理者の同意を得て避難施設として指定するものとする。(さいたま市は除く。) <u>また、県は指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めるものとする。</u> なお、県は避難施設を指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を市町村に通知するものとする。	1 避難施設の指定等 県は、市町村の協力を得て、あらかじめ以下の基準を満たす施設を、施設管理者の同意を得て避難施設として指定するものとする。(さいたま市は除く。) <u>また、県は避難施設を指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を市町村に通知するものとする。</u>	基本指針の変更(H29.12)に伴う表現の適正化
27	P.35	第2編	第4章	第6節 1 (2)	避難施設の指定等	(2)爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。	(2)爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物であること。	基本指針の変更(H29.12)に伴う表現の適正化
28	P.36	第2編	第4章	第7節 1	避難のための交通手段の確保	1 交通手段選択の基本方針 避難の交通手段については、鉄道・バス・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。	1 交通手段選択の基本方針 避難の交通手段については、鉄道・バス・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、 <u>原則禁止とするが</u> 、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。	基本指針との整合(自家用車を利用した避難について基本指針の平仄と整合を図るため)
29	P.36	第2編	第4章	第7節 1	避難のための交通手段の確保	なお、 <u>要配慮者</u> の移動に関しては、必要に応じて自家用自動車、県及び市町村の公用車等を使用できるものとする。	なお、 <u>災害時要援護者</u> の移動に関しては、必要に応じて自家用自動車、県及び市町村の公用車等を使用できるものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
30	P.37	第2編	第4章	第7節 2 (4)	避難のための交通手段の確保	なお、使用できる車両は、 <u>要配慮者</u> の運送手段に優先的に利用するものとする。	なお、使用できる車両は、 <u>災害時要援護者</u> の運送手段に優先的に利用するものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
31	P.37	第2編	第4章	第7節 2 (5)	避難のための交通手段の確保	(5) <u>要配慮者</u> への配慮	(5) <u>災害時要援護者</u> への配慮	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
32	P.39	第2編	第4章	第12節	避難住民等に対する住宅の確保	なお、その際には、高齢者や障害者等 <u>要配慮者</u> 対策について、配慮していくものとする。	なお、その際には、高齢者や障害者等 <u>災害時要援護者</u> 対策について、配慮していくものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
33	P.40	第2編	第4章	第12節 1 (2)	避難住民等に対する住宅の確保	(2) <u>要配慮者</u> に対する配慮	(2) <u>災害時要援護者</u> に対する配慮	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更

一連番号	計画該当部分			項目名	変更案	現行	変更の理由	
34	P.47	第2編	第7章	第2節 2 (1)	初期医療体制の整備			平成26年12月埼玉県地域防災計画との整合
35	P.49	第2編	第7章	第3節 1	災害拠点病院の機能強化等について	<p>また、県は、NBC災害に的確に対処していくため、災害拠点病院における必要な人材の育成や資機材の整備等機能の強化について、今後関係機関と協議しながら進めていくものとする。</p>	<p>また、県は、NBC災害に的確に対処していくため、災害拠点病院における必要な人材や資機材の整備等機能の強化について、今後関係機関と協議しながら進めていくものとする。</p>	現状に合せた表現の適正化
36	P.49	第2編	第7章	第3節 3 (2)	広域応援協定の締結、相互支援体制の整備	<p>(2) 県医師会の相互支援体制の整備 県医師会は、医師等の派遣を実施できるよう、近隣都県等との支援体制を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>(2) 県医師会の相互支援体制の整備 県医師会は、医師等の派遣、医薬品の供給を相互に実施できるよう、近隣都県等との支援体制を整備するよう努めるものとする。</p>	現状に合せた表現の適正化
37	P.50	第2編	第7章	第4節 1	傷病者搬送体制の整備	<p>1 「<u>広域災害救急医療情報システム(EMIS)</u>」の活用</p> <p>このため、各都道府県に導入されている「<u>広域災害救急医療情報システム(EMIS)</u>」を活用し、</p>	<p>1 「<u>広域災害・救急医療情報システム</u>」の活用</p> <p>このため、各都道府県に導入されている「<u>広域災害・救急医療情報システム</u>」を活用し、</p>	現状に合せた表現の適正化

一連番号	計画該当部分				項目名	変更案	現行	変更の理由
38	P.51	第2編	第7章	第5節 5	埋・火葬対策	<p>5 埋・火葬対策</p> <p>大規模な武力攻撃災害が発生した時には、火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。</p> <p>このため県は、<u>「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき埋・火葬対策を実施しておくものとする。</u></p> <p><u>なお、棺等火葬資材の不足などの際は、必要に応じて協定先の葬祭業団体の協力を得るものとする。</u></p> <p><u>市町村は「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき埋・火葬対策を実施していくものとする。</u></p>	<p>5 埋・火葬対策</p> <p><u>埋・火葬対策については、県が市町村と協力して実施する。</u></p> <p>大規模な武力攻撃災害が発生した時には、<u>棺等火葬資材の不足</u>や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。</p> <p>このため県及び市町村は、<u>埋・火葬救援対策を適切に実施するため、次のとおり対策を講じておくものとする。</u></p> <p><u>(1) 県は、厚生労働省が基準等を示した「広域火葬計画」を定めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 県及び市町村は、遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議しておくものとする。</u></p> <p><u>(3) 県は、県内火葬場の所在、連絡窓口を把握しておくものとする。</u></p> <p><u>(4) 県は、県内の火葬場だけでは対応できない場合に備え、近隣都県の埋・火葬に関する連絡窓口、火葬場の所在・火葬能力等について把握しておくものとする。</u></p> <p><u>(5) 市町村は、近隣の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結しておくものとする。</u></p> <p><u>(6) 県と市町村は、協力して墓地経営許可区域及び納骨堂を把握しておくものとする。</u></p>	現状に合せた表現の適正化
39	P.54	第2編	第8章	第2節 3	核燃料物質・放射性同位元素の管理体制の整備	<p>このため、県は、<u>原子力規制庁</u>、国土交通省、文部科学省、自衛隊、県警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>このため、県は、国土交通省、<u>経済産業省</u>、文部科学省、自衛隊、県警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努めるものとする。</p>	国の所管省庁の変更
40	P.56	第2編	第11章		訓練の実施等	<p>そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮するものとする。</p>	<p>そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努めるものとする。</p> <p>なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮するものとする。</p>	基本指針の変更(H29.12)に伴う表現の適正化

一連番号	計画該当部分				項目名	変更案	現行	変更の理由
41	P.58	第2編	第11章	第2節 2 (2)	学校、病院、社会福祉施設、大規模集客施設等における救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等	(2)各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 <b>要配慮者</b> 、施設利用者の安全を確保するため、県警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。	(2)各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、 <b>災害時要援護者</b> 、施設利用者の安全を確保するため、県警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
42	P.59	第2編	第12章	第2節 1 (2)	自主防災組織との協力関係の構築	(2) <b>市町村が行う</b> 自主防災組織の <b>リーダー育成の支援</b>	(2)自主防災組織の <b>リーダーの育成</b>	現状に合せた表現の適正化
43	P.59	第2編	第12章	第2節 2 (4)	自主防災組織との協力関係の構築	(4)組織の活性化の促進 助言・指導、 <b>先進団体の取組の紹介等</b>	(4)組織の活性化の促進 助言・指導、 <b>モデル組織の設置への助成等</b>	現状に合せた表現の適正化
44	P.61	第3編	第1章	第1節 1	全庁的な体制の整備	知事は「埼玉県危機管理指針」に基づき、直ちに「危機対策会議」又は「危機対策本部」を開設し、迅速な情報の収集を行い、 <b>対応方針を決定</b> するものとする。	知事は「埼玉県危機管理指針」に基づき、直ちに「危機対策会議」又は「危機対策本部」を開設し、迅速な情報の収集を行い、 <b>対応策を実施</b> するものとする。	現状に合せた表現の適正化
45	P.62	第3編	第1章	第1節 2	県対策本部の設置と職員の配備	なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集することとする。 《非常参集場所》 ① <b>危機管理防災センター</b> ② 現地対策本部又は支部を設置する事務所 ③ その他県の地域機関	なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集することとする。 《非常参集場所》 ① <b>県庁舎</b> ② 現地対策本部又は支部を設置する事務所 ③ その他県の地域機関	災害対策本部要綱との整合
46	P.62	第3編	第1章	第2節 1 (1)② ウ	県対策本部の組織等	ウ 県対策本部長 公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、教育長、県警察本部長、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者、企業局長、下水道局長、教育局教育総務部長、議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、 <b>下水道局長</b> 、教育局教育総務部長、議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局	ウ 県対策本部長 公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、教育長、県警察本部長、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者、企業局長、下水道局長、教育局教育総務部長、議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、 <b>下水道局長</b> 、教育局教育総務部長、議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局	災害対策本部要綱との整合



一連番号	計画該当部分				項目名	変更案	現行	変更の理由
47	P.63	第3編	第1章	第2節 1 (4)①	現地対策本部の設置	① 現地対策本部の設置場所は別表2に掲げる支 部の設置場所とし、現地対策本部は当該担当区域 を所管する地域機関で構成する。ただし、県対策本 部長は必要に応じて設置場所を変更することが出来る。 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本 部長及び現地対策本部員を置き、 <b>県対策副本 部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本 部長が指名する者</b> をもって充てる。	① 現地対策本部の名称、設置場所及び担当区域は 別表2のとおりとする。ただし、県対策本部長は必要に 応じて設置場所を変更することが出来る。 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部 長及び現地対策本部員を置き、 <b>それぞれ別表3に掲げ る職にあるもの</b> をもって充てる。	災害対策本部要綱との整合
48	P.64	第3編	第1章	第2節 1 (5)	支部の設置	① 支部の名称、設置場所、担当区域は別表2のと おりとする。 支部に、支部長、副支部長及び支部付を置き、 それぞれ別表3に掲げる者を持って充てる。	① 支部の名称、設置場所、担当区域は別表2のとおり とする。 支部に、支部長、副支部長及び支部付を置き、それ ぞれ別表4に掲げる者を持って充てる。	災害対策本部要綱との整合
49	P.65	第3編	第1章	第2節 1	県対策本部の組織			災害対策本部要綱との整合
50	P.66	第3編	第1章	第2節 1	県対策本部の組織	別表1(本文参照)	別表1(本文参照)	災害対策本部要綱との整合
51	P.70	第3編	第1章	第2節 1	現地対策本部及び 支部の名称、設置場 所及び担当区域	別表2(本文参照)	別表2(本文参照)	災害対策本部要綱との整合
52	P.71	第3編	第1章	第2節 1	現地対策本部の職 制	削除		災害対策本部要綱との整合
53	P.73	第3編	第1章	第2節 1	支部の職制	別表3(別表4を別表3に繰り上げ)	別表4(本文参照)	災害対策本部要綱との整合

一連 番号	計画該当部分				項目名	変更案	現行	変更の理由
54	P.74	第3編	第1章	第2節 2	県対策本部の開催 場所の決定	県対策本部会議は、原則として <u>危機管理防災セン ター本部会議室</u> で開催する。	県対策本部会議は、原則として <u>県庁内</u> で開催する。	災害対策本部要綱との整合
55	P.75	第3編	第1章	第3節 1 (1)①	武力攻撃事態等 における通信の確保	また、県は、直ちに総務省 ( <u>消防庁</u> ) にその状況を連 絡するものとする。	また、県は、直ちに総務省にその状況を連絡するものと する。	現状に合せた表現の適正化
56	P.75	第3編	第1章	第3節 1 (1)①	武力攻撃事態等 における通信の確保	また、直ちに県にその状況を連絡するものとする。	また、直ちに県 <u>及び総務省</u> にその状況を連絡するものと する。	現状に合せた表現の適正化
57	P.88	第3編	第3章	第3節 1 (4)①	避難実施要領の作 成	(ク) <u>要配慮者</u> への対応	(ク) <u>災害時要援護者</u> への対応	平成25年6月の災害対策基 本法の改正を踏まえた用語の 変更
58	P.88	第3編	第3章	第3節 1 (4)②	避難実施要領の作 成	市町村長は、第2編第4章第4節で定めた内容を、 一般住民、 <u>要配慮者</u> に対し、あらかじめ定めた方法 で周知するものとする。	市町村長は、第2編第4章第4節で定めた内容を、一般 住民、 <u>災害時要援護者</u> に対し、あらかじめ定めた方法で 周知するものとする。	平成25年6月の災害対策基 本法の改正を踏まえた用語の 変更
59	P.90	第3編	第3章	第4節 1 (2)	避難住民の運送手 段の確保	(2) <u>要配慮者</u> の避難 県及び市町村は、あらかじめ第2編第4章第5節で 定めた方法により <u>要配慮者</u> の避難を実施する。	(2) <u>災害時要援護者</u> の避難 県及び市町村は、あらかじめ第2編第4章第5節で定 めた方法により <u>災害時要援護者</u> の避難を実施する。	平成25年6月の災害対策基 本法の改正を踏まえた用語の 変更
60	P.95	第3編	第4章	第2節	救援の実施	救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等 における国民の保護のための措置に関する法律に よる救援の程度及び方法の基準 ( <u>平成25年内閣府 告示第229号</u> )」(資料3-4参照)に定めるところに よる。 また、救援の期間については、救援の指示があつた日 又は救援を開始した日から <u>内閣総理大臣</u> が定 める日までとする。	救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等にお ける国民の保護のための措置に関する法律による救援 の程度及び方法の基準 ( <u>平成16年厚生労働省告示第 343号</u> )」(資料3-4参照)に定めるところによる。 また、救援の期間については、救援の指示があつた日 又は救援を開始した日から <u>厚生労働大臣</u> が定める日ま でとする。	災害対策基本法等の改正に 伴う変更(国民保護法の救援 事務が厚生労働省から内閣 府(防災担当)へ移管されたため)
61	P.98	第3編	第4章	第2節 2 (4)①	救援の実施	ケ その他救援の実施に必要なものとして <u>内閣総理 大臣</u> が定めるもの	ケ その他救援の実施に必要なものとして <u>厚生労働大 臣</u> が定めるもの	災害対策基本法等の改正に 伴う変更(国民保護法の救援 事務が厚生労働省から内閣 府(防災担当)へ移管されたため)
62	P.103	第3編	第4章	第2節 3 (4)	NBC災害への対処	核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生し た場合には、第2編第7章第2節3により整備した連 携体制に基づき対処していくほか、専門的知識を有 する医療関係者により特別な救護班を編成し、 <u>被ば く医療活動</u> 等を実施するものとする。	核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場 合には、第2編第7章第2節3により整備した連携体制に 基づき対処していくほか、専門的知識を有する医療関 係者により特別な救護班を編成し、 <u>緊急被ばく医療活 動</u> 等を実施するものとする。	基本指針の変更(H28.3)に伴 う表現の適正化

一連 番号	計画該当部分				項目名	変更案	現行	変更の理由
63	P.112	第3編	第5章	第2節 4	応急措置等の実施	武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、県は「埼玉県地域防災計画(事故災害対策編)」の「放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画」に定めるところに準じて措置を実施する。	武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、県は「埼玉県地域防災計画(風水害・事故災害対策編)」の「放射性物質事故災害対策計画」に定めるところに準じて措置を実施する。	平成26年12月埼玉県地域防災計画との整合
64	P.114	第3編	第5章	第2節 5 (4)①	応急措置等の実施	(オ)核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退城時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。	新規	基本指針の変更(H26.5)に伴う変更
65	P.116	第3編	第5章	第5節 1	廃棄物対策の実施	1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 武力攻撃災害発生時においては、その特殊性に配慮しながら、県は「埼玉県災害廃棄物処理指針」に準じて廃棄物対策を実施していくものとする。	1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 武力攻撃災害発生時においては、その特殊性に配慮しながら、県は「災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策を実施していくものとする。	現状に合せた表現の適正化